

取締役会の実効性評価の実施結果の概要

当社は、2015年12月1日に制定した「JVCケンウッド コーポレートガバナンス方針」第17条において、「当社取締役会は、取締役会全体の実効性について評価・分析を行い、その結果の概要を開示する」ことを規定しており、2019年1月に取締役会の実効性評価・分析を行いました。

1. 実効性評価方法の概要

今回の取締役会の実効性評価は4回目となりますが、初回同様の手法を採用し、忌憚のない意見を引き出し、かつ、客観性を確保した評価を行うため、各取締役および監査役による自己評価について、第三者機関による集計と分析を加える方法により行うとともに、初回評価時からの変化について分析・評価を行いました。

- 対象者：各取締役および監査役
- 評価方法：対象者は「自己評価アンケート」に回答し、第三者機関が直接、集計と分析を実施
- 自己評価アンケートの内容：当社のあるべき取締役会の役割、機能向上を見据えた評価項目案を構築し、第三者機関である外部専門家の意見も踏まえ、当社をとりまく内外環境等を分析・考慮したうえで絞り込みを行い作成

2. 実効性評価結果の概要

自己評価アンケートの分析・評価の結果、社外・社内役員、取締役会全体として継続的なガバナンス向上を推進する意識が高く、指名・報酬諮問委員会による指名・報酬の決定プロセスの確立、執行役員への権限委譲と取締役会のモニタリング機能の強化、取締役会以外のオフサイトミーティングでの集中的議論の場を設定する等の取り組みにより、当社取締役会は、活発な議論がなされており、実効性は十分確保できていることを確認いたしました。一方で、役員のトレーニング、ダイバーシティへの対応および投資案件に対する評価等をさらに強化していくことを今後の課題として確認いたしました。

また、取締役会は、引き続き中長期の事業戦略などの重要なテーマについて議論をより深めるよう取り組んでまいります。

当社は、今回の取締役会の実効性の評価結果を踏まえ、今後とも、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【参考 「JVCケンウッド コーポレートガバナンス方針」】

（取締役会の評価）

第17条

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。[補充原則4-1.1③開示事項]

以上